

第132回 滋賀県森林審議会

日 時：令和3年3月26日（金）

9：57～10：51

場 所：滋賀県庁舎新館 大会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

- (1) 琵琶湖森林づくり条例及び琵琶湖森林づくり県民税条例の施行について
- (2) 琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の公表について
- (3) 令和3年度琵琶湖森林づくり事業について

4 閉会

[9時57分 開会]

1 開会

○司会： 本日の審議会は、委員数15名、出席委員9名で、森林審議会運営要領第2条第4項の規定により会議は成立。

2 あいさつ

○琵琶湖環境部森林政策課長：（審議会出席者へのお礼）

本日は、審議会の答申に基づいて改正した「琵琶湖森林づくり条例」、「琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）」について説明をする。

滋賀県の森林・林業をより活性化したと考えており、委員の皆様に忌憚のない御意見をいただき、今後の施策の展開を考えたい。

○司会： <配布資料の確認を行う>

議長は、運営要領第3条に従い、会長にお願いする。

○議長： 承知した。森林審議会は「滋賀県森林審議会の公開の取り扱い方針」に基づいて公開し、公開の方法は会議の傍聴と議事録の公表により行う。

3 議事

○議長： 本日の議事は「琵琶湖森林づくり条例及び琵琶湖森林づくり県民税条例の施行について」、「琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の公表について」の2件。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局： <事務局より説明を行う>

琵琶湖森林づくり県民税などの財源を使い、基本計画の推進を図っていききたい。また指標の達成度は審議会委員の皆様から評価、意見をいただきたい。

○議長： 「琵琶湖森林づくり条例及び琵琶湖森林づくり県民税条例」について、委員からの質問、意見を求める。特に質問、意見等はないので、この内容で承認する。

続いて、「琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）」について、委員からの質問、意見を求める。

○委員： 資料4-1課題5、資料4-6は、木の良さ体感事業の新規・拡充に非常に重要と考える。

「木育推進事業【拡充】」の内容を拡充させたほうがよいのではないか。イベントの開催、保育所等への木育製品の貸出し、木育指導者の育成に加え、もっと工夫をした事業ができるのではないか。例えばフローリング化の事業は非常に効果が高いと思うが、今後も続けていくのか。さらに件数を増やす、何%達成を目指す等、もう少し具体的にフローリング化の事業を拡充するような策を打つこともよいと思う。

木育製品の貸出しは、事業としては小さいと思う。例えば、木製の保育園の椅子等を何%そろえる、もう少し効果の大きなものにターゲットを絞る。あるいは、具体的なプランで木育製品を貸し出すアイデアを盛り込んでもよいのではないか。

○事務局：資料４－６は新規・拡充の項目を記載している。フローリングの貸出しは引き続き行っている。

木育製品は、保育園１０か所に１カ月貸出した。要望は３０か所以上あったが、新型コロナウイルスの影響もあり、全部に行き渡らなかった。

木育推進事業と、びわ湖材利用促進事業で行っている施設整備があり、２つは分けて考えている。

木育製品の貸出しは今年度から始めた事業で、マーケティング調査のニーズに沿った内容となっている。今後も柔軟な対応で拡充したいと思っている。

○議長：その他、質問、意見を求める。

○委員：木育にも効果が見えるような目標を入れるとよいと思う。例えば、フローリング需要の達成目標件数などを入れるのがよいと思う。

○議長：事務局には委員からの意見の反映をお願いしたい。

次回の審議会について事務局から説明をお願いする。

○司会：＜次回の審議会について説明＞

○議長：事務局においては、委員からの意見を踏まえて、今後の作業を進めてください。

本日の審議は以上をもって終了する。

#### ４ 閉会

○司会：第１３２回森林審議会を終了する。

[１０時５１分 閉会]